

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

警察庁丙交企発第20号  
警察庁丙交指発第16号  
警察庁丙都交発第20号  
警察庁丙運発第10号  
平成6年3月11日  
警察庁交通局長

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の運営について  
道路交通法の一部を改正する法律等の改正の趣旨及び内容については、「道路交通法の一部を改正する法律等の制定について」(平成6年3月9日付け警察庁乙交発第5号)をもって通達されたところであるが、その事務処理上の留意事項は別紙のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

## (凡例)

「改正法」とは道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）を、「法」とは改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）を、「旧法」とは改正法による改正前の道路交通法を、「改正令」とは道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第348号）を、「令」とは改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を、「改正府令」とは道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成6年総理府令第1号）を、「府令」とは改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいうものとする。

## 第1 運転免許に関する規定の整備

## 1 普通免許等を受けようとする者の義務

## (1) 普通車講習又は二輪車講習及び応急救護処置講習の義務付け(法第90条の2)

## ア 趣旨

自動車等を安全に運転するための適性、技能及び知識を備えているか否かは、運転免許試験によって判断されることとなるが、自動車等を運転する上で必要な能力であっても、その存否を運転免許試験によって判断することが困難であったり、なじまないものがあることから、これらの能力を修得させるため、免許の取得時に所定の講習の受講を義務付けることとしたものである。

## イ 内容

(ア) 普通免許又は二輪免許を受けようとする者は、公安委員会が行う「普通免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習」（以下「普通車講習」という。）又は「二輪免許を受けようとする者に対する自動二輪車の運転に関する講習」（以下「二輪車講習」という。）及び「普通免許又は二輪免許を受けようとする者に対する応急救護処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）に関する講習」（以下「応急救護処置講習」という。）を受けなければならない。ただし、(2)イ(ア)及びイ)に掲げる者はこの限りでない。（第1項）

(イ) 普通免許又は二輪免許に係る運転免許試験に合格した者であっても、これらの講習を受けていない者に対しては、公安委員会は、免許を与えないことができる。（第2項）

## ウ 留意事項

改正法施行の際現に普通免許又は二輪免許に係る運転免許試験に合格している者については、普通車講習又は二輪車講習及び応急救護処置講習を受けなくても、普通免許又は二輪免許を与えなければならない。（改正法附則第2条）

## (2) 受講義務の免除(令第33条の6)

## ア 趣旨

普通車講習若しくは二輪車講習又は応急救護処置講習の受講義務を免除される者として、普通自動車若しくは自動二輪車を運転する能力又は応急救護処置を行う能力を有することが明らかである者を定めるものである。

## イ 内 容

(ア) 普通車講習又は二輪車講習及び応急救護処置講習の受講義務が免除される者は、次のいずれかに該当する者とする。

- a 指定自動車教習所の卒業証明書を有する者で、卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないもの（第1項第1号イ及び第2項第1号イ）
- b 普通免許又は二輪免許を申請した日前1年以内に、届出自動車教習所が行う教習の課程であつて、公安委員会が、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）で定めるところにより指定したものを終了した者（第1項第1号ロ及び第2項第1号ロ）
- c 免許失効後6か月以内であること等を理由に運転免許試験の一部免除を受けることができる者（第1項第1号ハ及び第2項第1号ハ）
- d 普通免許又は二輪免許を申請した日前6月以内に普通自動車又は自動二輪車を運転することができる外国の行政庁の免許を有していたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けた後当該外国に滞在していた期間が通算して3月以上のもの（第1項第1号ニ及び第2項第1号ニ）

(イ) 応急救護処置講習の受講義務のみが免除される者は、次のいずれかに該当する者とする。

- a 普通免許取得時にあつては現に二輪免許を受けている者、二輪免許取得時にあつては現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者（第1項第2号イ及び第2項第2号イ）
- b 普通免許取得時にあつては二輪免許について、二輪免許取得時にあつては普通免許について、それぞれ免許失効後6か月以内であること等を理由に運転免許試験の一部免除を受けることができる者（第1項第2号ロ及び第2項第2号ロ）
- c 普通免許取得時にあつては自動二輪車を運転することができる外国の行政庁の免許、二輪免許取得時にあつては普通自動車を運転することができる外国の行政庁の免許をそれぞれ普通免許又は二輪免許を申請した日前6月以内に有していたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けた後当該外国に滞在していた期間が通算して3月以上のもの（第1項第2号ハ及び第2項第2号ハ）
- d 医師である者（第1項第2号ニ及び第2項第2号ニ）
- e 法令の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に係るものを受けている者その他の応急救護処置に関しdに準ずる能力を有する者であつて、応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号）で定めるもの（第1項第2号ホ及び第2項第2号ニ）

## ウ 留意事項

- (ア) イ(ア) bの「届出自動車教習所」には、法第99条第1項の規定により指定自動車教習所として指定を受けた自動車教習所が含まれる。
- (イ) イ(ア) bの届出自動車教習所が行う教習の課程の指定については、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則に定められており、同規則の施行に関して必要な事項は、別途通達する。
- (ウ) イ(イ) aの「普通自動車を運転することができる免許」とは、普通免許及び大型免許その他の普通免許の上位免許を意味する。
- (エ) イ(イ)に掲げる者が、普通免許又は二輪免許の申請後にそれぞれ二輪車講習又は普通車講習を終了した場合についても、当然に、応急救護処置講習の受講義務を免除される。
- (オ) イ(イ) dの「医師である者」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第2条の規定による免許を受けている者をいう。
- (カ) イ(イ) eの「応急救護処置に関し医師に準ずる能力を有する者」は、応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則に定められている。同規則の施行に関して必要な事項は、別途通達する。
- (キ) 旧令第33条の6に規定していた原付講習の受講義務を免除される者については、令第33条の6第3項に規定することとしたことに伴い、原動機付自転車の運転に係る能力の認定に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第18号）は廃止することとした。（原動機付自転車の運転に係る能力の認定に関する規則を廃止する規則（平成6年国家公安委員会規則第7号））

(3) 受講の証明（府令第18条の2）

ア 趣 旨

普通車講習、二輪車講習又は応急救護処置講習を既に受けている者が普通免許又は二輪免許を申請する場合における免許申請書の添付書類について定めたものである。

イ 内 容

- (ア) 普通免許の申請者が普通車講習又は応急救護処置講習を終了した者であるときは、免許申請書にそれぞれ普通車講習終了証明書又は応急救護処置講習終了証明書を添付しなければならない。
- (イ) 二輪免許の申請者が二輪車講習又は応急救護処置講習を終了した者であるときは、免許申請書にそれぞれ二輪車講習終了証明書又は応急救護処置講習終了証明書を添付しなければならない。
- (ウ) 普通車講習終了証明書、二輪車講習終了証明書又は応急救護処置講習終了証明書の有効期間は、それぞれ普通車講習、二輪車講習又は応急救護処置講習を終了した日から起算して1年とする。
- (エ) 公安委員会は、普通車講習、二輪車講習又は応急救護処置講習を終了した者の申出により、それぞれ普通車講習終了証明書、二輪車講習終了証明書又は応急救護処置講習終了証明書を交付するものとする。（府令第38条第12項、別記様式第22の10の2、別記様式第22の10の3及び別記様式

第22の10の4)

ウ 留意事項

- (ア) 免許申請書に普通車講習終了証明書、二輪車講習終了証明書又は応急救護処置講習終了証明書を添付しなければならないのは、それぞれ申請前に普通車講習、二輪車講習又は応急救護処置講習を終了している場合に限られる。したがって、普通免許又は二輪免許の申請後にこれらの講習を受けようとする者は、免許申請書にこれらの講習に係る終了証明書を添付しなくてもよい。
- (イ) 公安委員会は、普通車講習、二輪車講習又は応急救護処置講習を終了した者の申出があった場合は、原則として、それぞれ普通車講習終了証明書、二輪車講習終了証明書又は応急救護処置講習終了証明書を交付しなければならないが、普通免許又は二輪免許の申請後に講習を実施した場合で、当該講習を受けた者に申請に係る免許を与えたときのように、これらの終了証明書を交付する必要がないと認められるときは、申出があった場合にも、これらの終了証明書を交付しなくてもよい。

(4) 講習の内容等（令第43条並びに府令第38条第4項、第5項及び第6項）

ア 趣旨

普通車講習、二輪車講習又は応急救護処置講習の内容、方法、時間及び手数料について定めたものである。

イ 内容

- (ア) 普通車講習は、次に定めるところにより行う。（府令第38条第4項）
- a 普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う。（第1号）
  - b あらかじめ講習計画を作成し、これに準拠するとともに、教本、普通自動車、5(6)イ(エ)の運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いる。（第2号）
  - c 道路における普通自動車の運転の実習その他の普通自動車の運転に関する実技訓練を含む。（第3号）
  - d 講習時間は4時間とする。（第4号）
- (イ) 二輪車講習は、次に定めるところにより行う。（府令第38条第5項）
- a 自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識について行う。（第1号）
  - b あらかじめ講習計画を作成し、これに準拠するとともに、教本、自動二輪車、5(6)イ(エ)の運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いる。（第2号）
  - c 自動二輪車の運転に関する実技訓練を含む。（第3号）
  - d 講習時間は2時間とする。（第4号）
- (ウ) 応急救護処置講習は、次に定めるところにより行う。（府令第38条第6項）

- a 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に必要な知識について、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者の指導により行う。(第1号)
- b あらかじめ講習計画を作成し、これに準拠するとともに、教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用いる。(第2号)
- c 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含む。(第3号)
- d 講習時間は3時間とする。(第4号)

(エ) 普通車講習、二輪車講習及び応急救護処置講習の手数料の額は、1時間当たり、それぞれ2,400円、3,200円及び1,200円とする。(令第43条)したがって、講習1回当たりでは、それぞれ9,600円、6,400円及び3,600円となる。

#### ウ 留意事項

普通車講習、二輪車講習及び応急救護処置講習に関して必要な事項は、別途通達する。

## 2 免許の条件(法第91条)

### (1) 趣旨

公安委員会が臨時適性検査を行うことができる事由を拡大することとした機会に、免許証の更新時の適性検査(旧法第101条第2項後段)、特例更新時の適性検査(旧法第101条の2第3項後段)及び臨時適性検査(旧法第102条第3項)の際における免許の条件の付加及び変更に関する規定を整理統合することとしたものである。

### (2) 内容

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許に、免許に係る者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付し、及び変更することができる。

### (3) 留意事項

- ア 法第101条第1項の適性検査、第101条の2第2項の適性検査並びに第102条第1項及び第2項の適性検査の結果、当該適性検査を受けた者が所定の合格基準に達しない場合において、公安委員会がその者の免許に条件を付し、及び変更しようとするときは、第91条を根拠に行うこととなる。
- イ 免許の条件に関する規定を整備したことに伴い、国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者で臨時適性検査を受けたものに対しては、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、運転をするに当たってその者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命ずることができるものとされた。(法第107条の4第3項)
- ウ 旧法の規定により付されている条件は、法の規定により付された条件又は命令とみなされる。(改正法附則第4条)

### 3 優良運転者に係る免許証の有効期間の特例

#### (1) 優良運転者に係る免許証の有効期間の延長（法第92条の2）

##### ア 趣 旨

一定の期間無違反を継続した優良な運転者について、免許証の有効期間を5年に延長するというメリットを与えることにより、その実績を評価するとともに、免許保有者を優良な運転を行う方向に誘導し、もって交通事故の防止を図ることとしたものである。

なお、優良運転者の免許証の有効期間の延長については、平成4年6月の臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）答申（平成4年6月19日）及び「平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（平成4年12月26日閣議決定）に盛り込まれていたものである。

##### イ 内 容

優良運転者（更新日等（法第101条第3項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、法第101条の2第3項の規定により更新された免許証にあつては適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日をいう。以下同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であり、かつ、(2)の基準に適合する者をいう。）の第一種免許及び第二種免許に係る免許証の有効期間は、それぞれ、更新日等（更新日等がその者の誕生日であるときは、その前日）における年齢に応じ、次のとおりとする。

(ア) 70歳未満の場合 満了日等（法第101条第3項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、法第101条の2第3項の規定により更新された免許証にあつては適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日をいう。以下同じ。）の後のその者の5回目の誕生日が経過するまでの期間

(イ) 70歳の場合 満了日等の後のその者の4回目の誕生日が経過するまでの期間

(ウ) 71歳以上の場合 満了日等の後のその者の3回目の誕生日が経過するまでの期間

##### ウ 留意事項

改正法の施行の際現に交付されている免許証及び改正法の施行日以後に更新された免許証であつて更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお従前の例による。（改正法附則第3条第1項）

#### (2) 優良運転者に係る基準（令第33条の7）

##### ア 趣 旨

優良運転者の基準を定めたものである。

##### イ 内 容

優良運転者の基準は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める日前5年間において違反行為をしたことがない

こととする。

- (ア) 法第101条第3項の規定により更新を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日（以下「満了日」という。）の40日前の日
- (イ) 法第101条の2第3項の規定により更新を受けた者 適性検査を受けた日（当該適性検査を受けた日が更新前の免許証の満了日の40日前の日以後であるときは、当該満了日の40日前の日）
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者以外の者で免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該免許証に係る適性試験を受けた日とその者の現に受けている免許に係る免許証の満了日の40日前の日以後であるときは、当該満了日の40日前の日）

#### ウ 留意事項

施行日から2年間は、優良運転者の基準は、次のいずれにも該当することとする。（改正法附則第3条第2項）

- (ア) 更新日等において継続して免許を受けている期間が8年（現に受けている免許に係る満了日が施行日から2年を経過した日以後に到来することとなる者であって、(イ) aに掲げるもの又は当該満了日の40日前の日以後の日において適性検査若しくは適性試験を受けた(イ) b若しくはcに掲げるもの（以下「期間の特例の適用のない者」という。）にあっては、5年）以上であること。（改正令附則第2項）
- (イ) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに定める日前3年間（期間の特例の適用のない者にあっては、5年間）において違反行為をしたことがないこと。（改正令附則第3項）
  - a 新法第101条第3項の規定により更新を受けた者 更新前の免許証の満了日の40日前の日
  - b 新法第101条の2第3項の規定により更新を受けた者 適性検査を受けた日（当該適性検査を受けた日が更新前の免許証の満了日の40日前の日以後であるときは、当該満了日の40日前の日）
  - c a及びbに掲げる者以外の者で免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該免許証に係る適性試験を受けた日とその者の現に受けている免許に係る免許証の満了日の40日前の日以後であるときは、当該満了日の40日前の日）

#### (3) 免許証の記載事項（法第93条）

##### ア 趣旨

優良運転者にその自覚を促すとともに、他の運転者が優良運転者となることを目指して安全運転を心掛けるようにするため、優良運転者であることを免許証上明らかにすることにしたものである。

##### イ 内容

免許を受けた者が優良運転者である場合には、免許証の表側の余白の部分に優良と記載する。（府令別記様式第14の備考の4及び別表第2）



#### ウ 留意事項

優良運転者に係る免許証については、「優良」と記載するとともに、免許証有効期間欄の色を他の運転者に係る免許証の色と異ならせるものとする。

免許証有効期間欄の色分け等による区分に関する細目的事項は、別途通達する。

#### (4) 更新情報提供制度（府令第29条の3）

##### ア 趣旨

優良運転者に係る免許証の有効期間の特例制度の導入により、免許証の有効期間が人により異なることとなり免許を失効させる者の増加が懸念されること、免許センター以外にどの警察署で更新申請が可能かが免許保有者に必ずしも周知されていないこと、更新時講習が一般運転者講習と優良運転者等講習とに区分されることに伴い講習手数料の額が両者で異なることになること等の事情があることから、免許保有者の便宜に資するとともに、更新申請に係る事務の適正かつ円滑な実施を確保するため、現に免許を受けている者に対し、公安委員会が免許証の更新を受けるために必要な情報を提供することとしたものである。

##### イ 内容

公安委員会は、現に免許を受けている者に対し、その者の免許証の更新に係る更新期間その他の公安委員会が必要と認める事項を記載した書面を送付するものとする。

##### ウ 留意事項

(ア) 更新情報提供に係る書面の送付は、郵送により行うものとする。郵送に当たっては、提供される情報が個人のプライバシーに係る事項であることから、外からこれを見ることができない方法（封書又は書面の記載面を全面シールにより覆った葉書）をとる必要がある。

(イ) 事務の簡素合理化を図る等の観点から、更新情報提供に係る事務は、法第107条の11第1項の免許関係事務の委託の規定に基づき、委託して行うものとする。

(ウ) 更新情報提供制度の運用に関する細目的事項は、別途通達する。

#### 4 運転免許試験の一部免除（法第97条の2）

##### (1) 趣旨

外国の免許証から我が国の免許証に切り替える者の中には、我が国において安全な運転を行うために必要な技能及び知識を有していない者が見受けられるが、これらの者を排除する仕組みが十分なものではなかったところである。

そこで、外国免許を受けた者について、運転免許試験の一部を免除することができることを法律上明確にするとともに、自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識の有無を確認する仕組みを整備することとしたものである。

##### (2) 内容

ア 免許を受けようとする者が外国の行政庁の免許を有する者であるときは、公

安委員会は、免許を受けようとする者に対し法令で定める道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識若しくはその者の自動車等の運転に関する経歴に関する質問をすること又はその者に自動車等の運転に関する実技をさせることにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除する。(令第34条の4第1項)

イ 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許を有するもの(当該外国の行政庁の免許を受けた後当該外国に滞在していた期間が通算して3月以上の者に限る。)であるときは、技能試験及び学科試験を免除する。(令第34条の4第2項)

ウ イに該当する者は、免許申請書に次の書類を添付(免許証及び旅券については、提示)しなければならない。(府令第18条第3号)

(ア) 当該外国の行政庁の免許に係る運転免許証

(イ) 日本語による当該運転免許証の翻訳文(当該運転免許証を発給した外国の行政庁、当該外国の領事機関又は9(2)ア(ウ) b若しくはcの外国運転免許証の日本語による翻訳文を作成する者が作成したものであつて、当該免許で運転することができる自動車等の種類、当該免許又は当該運転免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限る。)

(ウ) イの事実を証するに足りる旅券その他の書類

### (3) 留意事項

(2)アの確認の方法に関する細目的事項は、別途通達する。

## 5 指定自動車教習所に関する規定の整備

### (1) 指定自動車教習所の指定の基準(法第99条)

#### ア 趣旨

指定自動車教習所における運転者教育の重要性にかんがみ、技能検定員資格者証を受けた技能検定員及び教習指導員資格者証を受けた教習指導員が置かれていることを指定自動車教習所の指定の基準とし、技能検定及び教習の水準の向上を図るとともに、指定自動車教習所の指定の欠格期間を新設し、その適正な運営を確保することとしたものである。

#### イ 内容

(ア) 次の事項を新たに指定自動車教習所の指定の基準とした。(第1項)

a 技能検定員資格者証の交付を受けており、技能検定員として選任されることとなる職員が置かれていること。(第1項第2号)

b 教習指導員資格者証の交付を受けており、教習指導員として選任されることとなる職員が置かれていること。(第1項第3号)

(イ) 公安委員会は、指定自動車教習所が指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しないものであるときは、指定をしてはならない。(第2項)

(ウ) 指定申請書には、次の書類を添付するものとする。(府令第35条)

- a 管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し及び履歴書（第1号）
- b 技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員が置かれていることを証するに足りる書類（第2号）
- c 備付け自動車、(6)イ(エ)の運転シミュレーター、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）及び無線指導装置一覧表（第5号）
- d その他（第3号、第4号及び第6号から第8号まで）

ウ 留意事項

- (ア) 改正法の施行の際現に旧法の規定による指定を受けている指定自動車教習所（以下「旧法指定自動車教習所」という。）は、法の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなされる。（改正法附則第5条）
- (イ) 改正法による改正後の指定自動車教習所の指導に関して必要な事項は、別途通達する。

(2) 技能検定員資格者証制度の導入（法第99条の2）

ア 趣旨

技能検定は実質的に技能試験に代替する機能を果たしており、その適正な実施を確保する必要があるところ、技能検定を担う技能検定員については、事前に不適格者を排除する仕組みが十分でなく、また、その資格についての法的位置付けが不明確であった。そこで、技能検定員に資格者証制度を導入することにより、不適格者が選任されることのないよう事前にチェックするとともに、法定の資格を有する者としての責任と自覚を持たせ、その自主的な研鑽を促すこととしたものである。

イ 内容

- (ア) 指定自動車教習所の管理者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。（第1項）
- (イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができない。（第2項）
- (ウ) 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（第3項）
- (エ) 公安委員会は、次のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付するものとする。（第4項）
  - a 次のいずれかに該当する者
    - (a) 公安委員会が、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「技能検定員審査規則」という。）で定めるところにより技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者（第1号イ）
    - (b) 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを修了した者（第1号ロ）
    - (c) 公安委員会が技能検定員審査規則で定めるところにより技能検定に関

し(a)又は(b)に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者(第1号ハ)

b 次のいずれにも該当しない者

(a) 25歳未満の者(第2号イ)

(b) 過去3年以内に卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者(第2号ロ)

(c) 法第117条の3第2号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者(第2号ハ)

(d) 自動車等の運転に関し刑法第211条の罪又は法に規定する罪(法第117条の3第2号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者(第2号ニ)

(e) (オ)b又はcに該当して技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者(第2号ホ)

(オ) 公安委員会は、技能検定員資格者証の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、技能検定員審査規則で定めるところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる。(第5項)

a (エ)b(b)から(d)までのいずれかに該当するに至ったとき。(第1号)

b 偽りその他不正の手段により技能検定員資格者証の交付を受けたとき。(第2号)

c 技能検定員の業務に関し不正な行為をし、その情状が技能検定員として不適当であると認められるとき。(第3号)

(カ) (エ)及び(オ)のほか、技能検定員資格者証に関し必要な事項については、技能検定員審査規則で定める。(第6項)

#### ウ 留意事項

(ア) (1)ウの旧法指定自動車教習所において選任をされている技能検定員については、次の経過措置が適用される。(改正法附則第6条)

a その旧法指定自動車教習所において技能検定員の業務に従事する場合には、新法による選任をされた技能検定員とみなされる。(第1項)

b その者が技能検定員資格者証の交付を受けるまでの間は、イ(イ)は適用されない。(第2項)

c bの期間が経過するまでの間は、旧法第99条第8項の解任命令及び第99条第9項の解任命令を行う場合の弁明の機会の付与等の規定が適用される。(第3項)

(イ) イ(エ)a(a)の審査、イ(エ)a(c)の認定、イ(オ)の技能検定員資格者証の返納命令に関する事項及びイ(カ)の技能検定員資格者証に関して必要な事項は、技能検定員審査規則第1章及び第3章に定められている。これらの規定の施行に関して必要な事項は、別途通達する。

### (3) 教習指導員資格者証制度の導入（法第99条の3）

#### ア 趣 旨

従来、技能教習は技能指導員が、学科教習は学科指導員がそれぞれ行っていたため、技能教習と学科教習の連携がとれず、それぞれ技能、知識の一方の修得に偏るものとなるという問題が指摘されていたことから、技能指導員及び学科指導員の資格を一本化して、技能教習及び学科教習のいずれをも行うことができる教習指導員とし、教習をより実践的かつ効果的なものとするものとしたものである。

また、教習指導員は、技能、学科のいずれについても指導することになり、教習生に与える影響が極めて大きいと考えられることから、資格者証制度を導入することにより、不適格者が選任されることのないよう事前にチェックするとともに、教習指導員に法定の資格を有する者としての責任と自覚を持たせ、その自主的な研鑽を促すこととしたものである。

#### イ 内 容

(ア) 指定自動車教習所の管理者は、技能教習及び学科教習を行わせるために、教習指導員を選任しなければならない。（第1項）

(イ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者は、教習指導員となることができない。（第2項）

(ウ) 指定自動車教習所の管理者は、技能教習又は学科教習を教習指導員以外の者に行わせてはならない。（第3項）

(エ) 公安委員会は、次のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付するものとする。（第4項）

##### a 次のいずれかに該当する者

(a) 公安委員会が技能検定員審査規則で定めるところにより技能教習及び学科教習に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者（第1号イ）

(b) 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを修了した者（第1号ロ）

(c) 公安委員会が技能検定員審査規則で定めるところにより技能教習及び学科教習に関し(a)又は(b)に掲げる者と同等以上の技能及び知識があると認める者（第1号ハ）

##### b 次のいずれにも該当しない者

(a) 21歳未満の者（第2号イ）

(b) (オ) b又はcに該当して教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者（第2号ロ）

(c) (2)イ(エ) b(b)から(d)までのいずれかに該当する者（第2号ハ）

(オ) 公安委員会は、教習指導員資格者証の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、技能検定員審査規則で定めるところにより、その者に係る教習指導員資格者証の返納を命ずることができる。（第5項）

- a (エ) b (c)に該当するに至ったとき。
- b 偽りその他不正の手段により教習指導員資格者証の交付を受けたとき。
- c 教習指導員の業務に関し不正な行為をし、その情状が教習指導員として不適当であると認められるとき。

(カ) (エ)及び(オ)のほか、教習指導員資格者証に関し必要な事項は、技能検定員審査規則で定める。(第5項)

#### ウ 留意事項

(ア) 改正法施行の際現に旧法指定自動車教習所において選任をされている技能指導員又は学科指導員については、次の経過措置が適用される。(改正法附則第7条)

- a その旧法指定自動車教習所において教習指導員の業務に従事する場合には、新法の規定による選任をされた教習指導員とみなされる。(第1項)
- b aの新法の規定による選任をされたとみなされる者(以下「みなし教習指導員」という。)については、教習指導員資格者証の交付を受けるまでの間は、イ(イ)は適用されない。(第2項)
- c 旧法指定自動車教習所の管理者は、bの期間が経過するまでの間は、みなし教習指導員のうち、旧法の技能指導員でなかった者に技能教習を行わせてはならず、また、旧法の学科指導員でなかった者に学科教習を行わせてはならない。(第3項)
- d みなし教習指導員に関しては、bの期間が経過するまでの間は、旧法第99条第8項の解任命令及び第9項の解任命令を行う場合の弁明の機会の付与等の規定が適用される。(第4項)

(イ) イ(エ) a (a)の審査、イ(エ) a (c)の認定、イ(オ)の教習指導員資格者証の返納命令に関する事項及び(カ)の教習指導員資格者証に関して必要な事項は、技能検定員審査規則第2章及び第3章に定められている。これらの規定の施行に関して必要な事項は、別途通達する。

#### (4) 職員に対する講習(法第99条の4)

##### ア 趣旨

指定自動車教習所の教習水準を維持向上させるためには、教習生の指導等に当たる指定自動車教習所の職員についても、その資質の向上を図っていく必要があると考えられることから、指定自動車教習所の管理者は、その職員に公安委員会が行う講習を受けさせなければならないこととしたものである。

##### イ 内容

指定自動車教習所を管理する者は、その職員について講習を行う旨の公安委員会からの通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

#### (5) 技能検定に関する規定(法第99条の5)

##### ア 趣旨

技能検定が実質的に技能試験に代替する機能を果たしていることにかんがみ

、技能検定の適正な運用を図るため、その実施や合格の証明の手続等について定めたものである。

#### イ 内 容

- (ア) 指定自動車教習所の管理者は、技能検定員に、技能教習及び学科教習を終了した者に対し技能検定を行わせなければならない。(第1項)
- (イ) 指定自動車教習所の管理者は、技能検定員に、(ア)の教習を終了した者以外の者に対し技能検定を行わせてはならない。(第2項)
- (ウ) 指定自動車教習所の管理者は、技能検定員以外の者に技能検定を行わせてはならない。(第3項)
- (エ) 技能検定員は、技能検定に合格した者について、その旨の証明をしなければならない。(第4項)
- (オ) 指定自動車教習所は、(エ)の証明に係る者に対し、卒業証明書又は修了証明書を発行することができ、当該卒業証明書又は修了証明書には、当該卒業証明書又は修了証明書に係る者が技能検定に合格した旨の書面による証明を付さなければならない。(第5項)
- (カ) (オ)の卒業証明書又は修了証明書の発行は、所定の様式により、卒業証明書にあっては卒業検定に合格した者に、修了証明書にあっては修了検定に合格した者に対してそれぞれ行う。(府令第34条の2第1項及び第2項、別記様式第19の5並びに別記様式第19の6)
- (キ) (オ)の技能検定に合格した旨の証明は、次の事項を記載した書面に当該技能検定を行った技能検定員が記名押印して行う。(府令第34条の2第3項)
  - a 技能検定の種別(第1号)
  - b 技能検定に合格した者の住所、氏名及び生年月日(第2号)
  - c 技能検定の年月日(第3号)
  - d 技能検定に用いた自動車の種類(第4号)
  - e 証明を行った年月日(第5号)

#### ウ 留意事項

技能検定に関しては、次の経過措置が適用される。(改正法附則第9条)

- (ア) 旧法の技能教習及び学科教習を終了した者は、法の技能教習及び学科教習を終了した者とみなされる。(第1項)
  - (イ) 旧法の技能検定は、法の技能検定とみなされる。(第2項)
  - (ウ) 旧法の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書は、法の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書とみなされる。(第3項)
- (6) 指定自動車教習所の教習の時間及び方法等の改正(府令第33条及び第34条の3)

#### ア 趣 旨

指定自動車教習所における教習を今日のくるま社会に適応したものとするため、指定自動車教習所の教習時間及び方法並びに指定前における教習の基準等を改めることとしたものである。

イ 内 容

(ア) 技能教習及び学科教習の教習時間を次のとおりとする。(府令第33条第1項及び第34条の3第1項)

	技能教習	学科教習
大型自動車	<u>4 5 時 限</u>	<u>3 4 時 限</u>
普通自動車	<u>3 4 時 限 (A T 車 3 1 時 限)</u>	<u>3 4 時 限</u>
大型特殊自動車	1 2 時 限	<u>2 9 時 限</u>
自動二輪車	中型二輪車にあつては1 1 時 限 小型二輪車にあつては8 時 限	<u>2 3 時 限</u>

注 下線部が改正部分である。

- (イ) 大型自動車、普通自動車又は自動二輪車について、応急救護処置教習を3時限行うものとする。(府令第33条第1項の表の備考の4及び備考の5並びに第34条の3第1号)
- (ウ) 普通自動車についての教習において、教習指導員が教習を受ける者の運転する普通自動車に他の教習を受ける者一人若しくは二人と同乗し、又は教習指導員の運転する普通自動車に教習を受ける者二人若しくは三人を同乗させて指導すること(複数教習)ができることとする。(府令第33条第6項第1号ハ及び第34条の3第2号ハ)
- (エ) 大型自動車又は普通自動車について、運転シミュレーター(模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。)による教習を応用走行(一)及び応用走行(二)についてのみ行うことができることとし、その教習時間は、それぞれ1時限を超えないこととする。(府令第33条第6項第1号ホ及び第34条の3第2号ニ)
- (オ) 大型自動車又は普通自動車についての教習のうち、基本走行については学科教習(一)を、学科教習(二)については技能教習の基本操作を修了した者についてのみ行うこととする。(府令第33条第6項第1号ワ及び第2号ヲ並びに第34条の3第2号ヲ及び第3号ホ)
- (カ) 大型自動車又は普通自動車についての教習は、1年以内に修了することとする。(府令第33条第6項第1号カ及び第2号ト並びに第34条の3第2号ワ及び第3号ヘ)

ウ 留意事項

(ア) 本改正に伴う教習課程(カリキュラム)については、「指定自動車教習所の教習課程の制定について」(平成6年2月9日付け警察庁丙運発第2号)の定めるところによる。

(イ) イ(エ)の基準に関して必要な事項は、別途通達する。

(7) 運転シミュレーターの型式認定(府令第39条の5)

ア 趣 旨



指定自動車教習所の教習において用いられる運転シミュレーターの型式認定について定めたものである。

#### イ 内容

(ア) 模擬運転装置の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する模擬運転装置の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

(第1項)

(イ) (ア)の認定は、模擬運転装置が(6)イ(エ)の基準に適合するものであるかどうかを判定することによって行う。(第2項)

#### ウ 留意事項

運転シミュレーターの型式認定に関して必要な事項は、別途通達する。

### (8) 報告及び検査(法第99条の6)

#### ア 趣旨

指定自動車教習所の適正な運営を図るため、公安委員会等の指定自動車教習所に対する報告徴収、立入検査等監督規定を整備するとともに、権利保護の観点から、立入検査の手続等を定めることとしたものである。

#### イ 内容

(ア) 公安委員会は、法の自動車教習所に関する規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所の設置者又は管理者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該指定自動車教習所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。(第1項)

(イ) (ア)の立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。(第2項)

(ウ) (ア)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(第3項)

#### ウ 留意事項

(ア) イ(イ)の証票については、イ(ア)の立入検査のために特別に定める証明書のほか、警察手帳等警察職員の身分を示す既存の証明書でもよい。

(イ) (1)ウの法の規定による指定を受けたものとみなされる指定自動車教習所(以下「旧法指定自動車教習所」という。)に関するイ(ア)の報告及び検査は、法の自動車教習所に関する規定のほか、(3)ウ(ア)cの旧法指定自動車教習所の管理者の義務並びに(2)ウ(ア)c及び(3)ウ(ア)dの解任命令に関する規定を施行するため必要な限度において行うことができる。(改正法附則第8条第1項)

### (9) 適合命令等(法第99条の7)

#### ア 趣旨

公安委員会の指定自動車教習所に対する監督を徹底させるため、指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する公安委員会の命令の規定を置いたものである。

## イ 内 容

(ア) 公安委員会は、指定自動車教習所が指定の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定自動車教習所の設置者又は管理者に対し、当該指定自動車教習所を指定の基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。(第1項)

(イ) (ア)のほか、公安委員会は、法の自動車教習所に関する規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所の設置者又は管理者に対し、その指定自動車教習所の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(第2項)

## ウ 留意事項

(ア) イ(ア)の適合命令に関し、旧法指定自動車教習所が適合しているべき基準については、(1)イ(ア) aの職員は(2)ウ(ア) aの法の規定による選任をされた技能検定員とみなされる者を含み、(1)イ(ア) bの職員はみなし教習指導員を含む。(改正法附則第8条第2項)

(イ) 旧法指定自動車教習所に対するイ(イ)の監督命令は、法の自動車教習所に関する規定のほか、(3)ウ(ア) cの旧法指定自動車教習所の管理者の義務に関する規定を施行するため必要な限度においてすることができる。(改正法附則第8条第3項)

## (10) 指定自動車教習所の指定の取消し等 (法第100条)

### ア 趣 旨

指定自動車教習所の適正な運営を確保するため、指定自動車教習所の指定の取消し等の規定を置いたものである。

### イ 内 容

(ア) 公安委員会は、指定自動車教習所が法の規定に違反したとき、法の規定に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習所の設置者若しくは管理者が公安委員会の命令に違反したときは、当該指定自動車教習所の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で定めた期間内における教習に基づき卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止することができる。(第1項)

(イ) 公安委員会は、(ア)の発行禁止処分を受けた指定自動車教習所がその処分に違反して卒業証明書又は修了証明書を発行したときは、その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で発行禁止の期間を延長することができる。(第2項)

### ウ 留意事項

旧法指定自動車教習所に対するイ(ア)の処分は、当該旧法指定自動車教習所の管理者が(3)ウ(ア) cの旧法指定自動車教習所の管理者の義務に違反したとき及び当該旧法指定自動車教習所の設置者又は管理者が(2)ウ(ア) c及び(3)ウ(ア) dの解任命令に違反したときにおいても行うことができる。(改正法附則第8条第4項)

## 6 更新時講習に関する規定の整備（法第101条の3）

### (1) 更新時講習の義務化（法第101条の3第1項）

#### ア 趣 旨

優良運転者の免許証の有効期間が延長されることに伴って、免許証の更新時に、安全運転に必要な知識の定着を図るための講習を行うことの重要性が高まることから、従来、努力義務とされていた更新時講習の受講を義務付けることとしたものである。

#### イ 内 容

(ア) 免許証の更新を受けようとする者は、公安委員会の行う講習を受けなければならない。ただし、(2)に掲げる者はこの限りでない。（第1項）

(イ) 公安委員会は、適性検査の結果、自動車等を運転することが支障がないと認められた者が(ア)の講習を受けていないときは、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。（第2項）

#### ウ 留意事項

更新期間の初日が改正法の施行日前である免許証を交付されている者が法の施行日前に更新の申請をした場合には、その者が更新時講習を受けなくても、公安委員会は更新をしなければならない。

### (2) 受講義務の免除（令第37条の6）

#### ア 趣 旨

更新時講習の受講義務を免除される者を定めたものである。

#### イ 内 容

更新時講習の受講義務を免除される者は、免許証の更新を申請した日前1年以内に法第108条の2第2項の規定による講習で更新時講習を受ける必要がない者に係る講習の基準等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定める基準に適合するものを終了した者とする。

#### ウ 留意事項

イの基準は、更新時講習を受ける必要がない者に係る講習の基準等に関する規則第1条に定められている。公安委員会が法第108条の2第2項の規定により行う講習で同規則で定める基準に適合するものの運用に関して必要な事項については、「特定任意講習の運用について」（平成6年3月3日付け警察庁丙運発第8号）及び「更新時講習の充実強化及び特定任意講習の実施等に伴う関係通達の整理について」（平成6年3月7日付け警察庁丁運発第23号）に定めるところによる。

### (3) 受講の証明

#### ア 趣 旨

(2)イの講習を既に受けている者が更新を申請する場合における更新申請書の添付書類を定めたものである。

#### イ 内 容

(ア) 更新申請者が(2)イの講習を終了した者であるときは、更新申請書に特定

講習終了証明書を添付しなければならない。(府令第29条第2項)

(イ) 公安委員会は、(2)イの講習を終了した者からの申出により、特定講習終了証明書を交付するものとする。(府令第38条の2及び別記様式第22の10の6)

ウ 留意事項

公安委員会は、(2)イの講習を終了した者から申出があったときのみ、特定講習終了証明書を交付すればよい。

(4) 更新時講習の内容等

ア 趣旨

更新時講習の講習事項、講習方法及び手数料の額について定めたものである。

イ 内容

(ア) 更新時講習は、aの講習事項について、bの講習方法により、cの時間行うものとする。(府令第38条第10項本文)

a 道路交通の現状及び交通事故の実態、運転者としての資質の向上に関すること、自動車等の安全な運転に必要な知識並びに自動車等の運転に必要な適性及び技能

b 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

c 1時間30分以上2時間以下

(イ) (ア)にかかわらず、更新時講習を受けようとする者が優良運転者又は当該優良運転者に準ずる者として国家公安委員会が定めるもの(以下「優良運転者等」という。)であるときは、その者からの申出により、その者の更新時講習はaの講習事項について、bの講習方法により、cの時間行うものとする。(府令第38条第10項ただし書)

a 道路交通の現状及び交通事故の実態、運転者としての資質の向上に関すること並びに自動車等の安全運転に必要な知識

b (ア)bの講習方法に準じて行うこと。

c 30分

(ウ) 更新時講習の手数料の額は、(ア)の更新時講習に係るもの(以下「一般運転者講習」という。)にあつては1,700円とし、(イ)の更新時講習に係るもの(以下「優良運転者等講習」という。)にあつては700円とする。(令第43条及び更新時講習を受ける必要がない者に係る講習の基準等に関する規則第2条)

ウ 留意事項

(ア) 優良運転者等講習は、優良運転者等のうち、優良運転者等講習の受講を希望する者に対してのみ行われることとなる。したがって、優良運転者等が一般運転者講習の受講を希望する場合には、一般運転者講習を受講させることとなる。

(イ) 更新時講習に係る手数料の額は、更新申請者が実際に受講しようとする講習の種類(一般運転者講習又は優良運転者等講習)によって異なることとな

る。したがって、優良運転者等であっても、一般運転者講習を受講する場合には、一般運転者講習に係る手数料の額を納めなければならない。

(ウ) イ(イ)の優良運転者に準ずる者は、更新時講習を受ける必要がない者に係る講習の基準等に関する規則第3条に定められているとおりである。これにより、従来簡素な更新時講習の対象とされていた者とほぼ同じ範囲の者が優良運転者等講習の対象となる。

(エ) 更新時講習の運用に関して必要な事項については、「道路交通法の一部改正に伴う更新時講習の充実強化について」（平成6年3月7日付け警察庁丙運発第9号）及び「更新時講習の充実強化及び特定任意講習の実施等に伴う関係通達の整理について」（平成6年3月7日付け警察庁丁運発第23号）に定めるところによる。

## 7 臨時適性検査（法第102条）

### (1) 趣 旨

優良運転者の免許証の有効期間が延長されることに伴って、免許証の更新時に適性検査を受ける機会が減少することになり、臨時に身体の状態を検査する必要性が高まる。そこで、免許を受けた者が欠格事由等に該当する疑いがない場合であっても、公安委員会は、一定の場合に、臨時に適性検査を行うことができることとしたものである。

### (2) 内 容

#### ア 臨時適性検査を行う場合（法第102条第2項及び令第37条の7）

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、臨時に適性検査を行うことができる。

この適性検査は、次の場合に行うものとする。

(ア) 免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出があった場合においてその申出に理由があると認められるとき。

(イ) 免許を受けた者が違反行為をし、又は自動車等の運転により交通事故を起こした場合においてその者が自動車等の運転について必要な適性を備えていないおそれがあると認められるとき。

#### イ 臨時適性検査に関する通知（法第102条第3項）

公安委員会は、アの適性検査を行おうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。

#### ウ 臨時適性検査受検の義務（法第102条第4項）

イの通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。

#### エ 臨時適性検査の科目及び合格基準（法第102条第5項及び府令第29条の4第2項）

適性試験の科目及び合格基準に関する規定（府令第23条）は、アの適性検査について準用する。

### (3) 留意事項

(2)イの「その他必要な事項」とは、適性検査を受ける場合に携帯すべき物(免許証等)等をいう。

## 8 免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等(法第104条の3)

### (1) 趣旨

免許の取消し又は効力の停止は、処分の内容等を記載した書面を交付する方法により行っているが、処分対象者の所在が不明であるときなどにおいては、書面を交付して行政処分を執行することができない。そこで、このような処分対象者について全国的に手配を行い、警察官が発見した場合に、公安委員会への出頭を指導することとしているが、処分対象者の出頭を確保する仕組みがないため、必ずしも実効が上がらない状況にあった。

このようなことから、免許の取消し等を行う場合には書面を交付することを法律上明確にするとともに、処分の執行を確保するため、書面の交付を受けていない処分対象者(行政処分未執行者)を発見した場合に出頭を命じ、免許証を保管する制度を設けることとしたものである。

### (2) 内容

#### ア 免許の取消し又は効力の停止の方法

(ア) 免許の取消し又は効力の停止(法第90条第3項の規定による免許を受ける前にした違反に係る免許の取消し又は効力の停止を除く。以下同じ。)は、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し、処分内容及び理由を記載した書面を交付して行う。(法第104条の3第1項)

(イ) (ア)の書面の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、所定の様式の処分書を交付することにより行う。(府令第30条の4、別記様式第19の3の3及び別記様式第19の3の4)

#### イ 書面の交付を受けていない者に対する出頭命令

(ア) 公安委員会がア(ア)の書面の交付をすることができなかった場合において、警察官は、当該書面の交付を受けていない者の所在を知ったときは、その者に対し、日時及び場所を指定して書面の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。(法第104条の3第2項)

(イ) (ア)の命令は、所定の様式の出頭命令書を交付して行う。(府令第30条の5及び別記様式第19の3の5)

#### ウ 出頭命令に係る免許証の保管及び保管証の交付等

(ア) 警察官は、イ(ア)の命令をするときは、当該命令に係る者に対し、免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、その者に対し保管証を交付しなければならない。(法第104条の3第3項)

(イ) 警察官は、(ア)の免許証提出要求及び保管をするときは、イ(ア)の命令に係る者に対し、当該免許証提出要求及び保管並びに保管証の交付の趣旨を説

明する。(府令第30条の6)

エ 出頭命令をしたときの公安委員会への通知等

(ア) 警察官は、イ(ア)の命令をしたときは、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭日時及び場所その他必要な事項をその者の住所地を管轄する公安委員会(その者に対し処分をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合は、それぞれの公安委員会)に通知しなければならない。この場合において、警察官は、ウ(ア)の免許証の保管をしたときは、当該免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。(法第104条の3第4項)

(イ) (ア)の通知は、所定の様式の通知書を送付して行う。(府令第30条の8及び別記様式第19の3の7)

オ 免許証の返還

エ(ア)の免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、ウ(ア)の免許証提出要求を受けて当該免許証を提出した者から返還の請求があったときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。(法第104条の3第5項)

カ 保管証に係る規定

(ア) 保管証は、免許証の携帯及び提示義務に関する規定(法第95条)の適用については、免許証とみなす。(法第104条の3第6項)

(イ) 保管証の有効期間は、交付した時からイ(ア)の出頭日時(その日時までに保管証の交付を受けた者が指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間とする。(法第104条の3第7項)

(ウ) 保管証の交付を受けた者は、(イ)の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。(法第104条の3第8項)

(エ) 保管証の記載事項は次のとおりとし、また、保管証は所定の様式のものとする。(府令第30条の7及び別記様式第19の3の6)

a 保管証の有効期限(第1項第1号)

b 免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びにその免許証を交付した公安委員会(第1項第2号)

c 免許の種類及びその免許に付されている条件(第1項第3号)

d 免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日(第1項第4号)

e 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名(第1項第5号)

(3) 留意事項

ア (2)ウ(イ)の趣旨とは、当該免許証の保管は免許の取消し等の処分の執行のために出頭を確保する目的で行うものであること等のことである。

イ (2)エ(ア)のその者に対し処分をした公安委員会とは、その者に係る処分の意思決定をした公安委員会のことである。

ウ (2)イ(ア)の命令及び(2)ウ(ア)の保管については、「行政処分手配者に対

する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について」（平成6年2月17日付け警察庁丙運発第5号、丙指発第10号）に定めるところによる。

## 9 外国運転免許証による運転

### (1) 趣 旨

従来、外国の行政庁の発給した免許証のうち、道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号。いわゆるジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証を所持する者についてのみ、本邦における自動車等の運転を認めていたところ、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給していない国であっても、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有している国が発給した免許証を所持する者については、本邦における運転を認めることが適当であると考えられることから、これを認めることとしたものである。

### (2) 内 容

#### ア 外国運転免許証による運転（法第107条の2）

(ア) 所定の外国の行政庁の免許に係る免許証（日本語による翻訳文で所定の者が作成したものが添付されているものに限る。以下「外国運転免許証」という。）を所持する者は、本邦に上陸した日から起算して1年間、当該免許証に係る自動車等を運転することができる。

(イ) (ア)の外国は、ドイツ連邦共和国とする。（令第39条の3）

(ウ) (ア)の日本語による翻訳文を作成する者は次のとおりとする。（令第39条の4第1項）

- a 免許証を発給する権限を有する(ア)の外国の行政庁又は当該外国の領事機関（第1号）
- b 法（運転免許に係る部分に限る。）に相当する法令を所掌する(ア)の外国の行政庁が、国家公安委員会に対し、外国の行政庁の免許に係る免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして通知した外国の法人その他の者であって、国家公安委員会が相当と認めたもの（第2号）
- c 公益法人であって、外国の行政庁の免許に係る免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして国家公安委員会が指定したもの（第3号）

(エ) (ウ) c の指定の手續その他当該指定に関し必要な事項は、外国の行政庁に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第5号）で定められている。（令第39条の4第2項）

#### イ 外国運転免許証の取扱い

(ア) 外国運転免許証については、携帯及び提示義務、これを所持する者に対する臨時適性検査及び身体状態に応じた必要な措置をとることの命令、自動車等の運転禁止、運転禁止の期間の短縮、聴聞、提出、返還、運転禁止に係る事項の記載、自動車等の運転の仮禁止、運転禁止に係る者に対する書面の交



付並びに自動車等の運転者が法の罰則に触れる行為をしたと警察官が認めるとき、の現場における免許証等の保管等に関し、国際運転免許証と同様に取り扱うこととなる。(法第107条の3、第107条の4、第107条の5及び第109条並びに令第40条及び第41条の3)

なお、8の免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等に関する法の規定は、国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)に係る自動車等の運転禁止について準用する。

(イ) 公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者について臨時に適性検査を行った結果、必要な措置をとることを命じたときは、所定の様式の命令書を交付する。(府令第37条の2第2項及び別記様式第22の3)

(ウ) 運転禁止処分に係る事項の記載は、外国運転免許証に所定の様式の運転禁止処分票をはり付けて、当該処分票に当該処分票の記載事項を記載することにより行う。(府令第37条の4第1項第3号及び別記様式第22の5)

(エ) 運転禁止の期間の短縮に係る事項の記載は、外国運転免許証にはり付けられている運転禁止処分票の期間の欄の下部に短縮後における運転禁止の期間を記載することにより行う。(府令第37条の4第2項第3号)

(オ) 自動車等の運転者が法の罰則に触れる行為をしたと認めるとき、の現場における外国運転免許証の保管に係る保管証は、所定の様式のものとする。(府令第38条の6及び別記様式第24条の2)

### (3) 留意事項

ア 外国運転免許証による自動車等の運転に関して必要な事項は、別途通達する。  
イ 国家公安委員会が(2)ア(ウ) bの認定又は(2)ア(ウ) cの指定をしたときは、別途通達する。

## 10 免許関係事務の委託(法第107条の11)

### (1) 趣旨

免許行政は、6,500万人を超えて更に増え続けている免許保有者を対象とする大量行政であるため、公安委員会の事務負担が膨大なものとなっており、事務を委託する必要性が高まっている。しかし、免許に関する事務を無制限に委託することになると、国民の権利保護の観点から問題が生ずるおそれがある。

そこで、委託することができる免許に関する事務の範囲を明確にするとともに、委託先の法人の役員に守秘義務を課すことにより、免許に関する事務の適正な委託の推進を図ることとしたものである。

### (2) 内容

#### ア 免許関係事務の委託(法第107条の11)

(ア) 公安委員会は、イにより、法第6章に規定する免許に関する事務(ウの事務を除く。以下「免許関係事務」という。)の全部又は一部をオの法人に委託することができる。(第1項)

(イ) 免許関係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、委託された免許関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはなら

ない。(第2項)

イ 委託の方法(令第40条の2)

委託は、次に定めるところにより行うものとする。

(ア) 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。(第1号)

a 委託に係る免許関係事務の内容に関する事項(イ)

b 委託に係る免許関係事務を処理する場所及び方法に関する事項(ロ)

c 委託契約の期間及びその解除に関する事項(ハ)

d その他次に定める事項(ニ)

(a) 委託契約金額(府令第31条の4の3第1号)

(b) 委託契約代金の支払の時期及び方法(府令第31条の4の3第2号)

(c) 受託法人の公安委員会への報告に関する事項(府令第31条の4の3第3号)

(d) その他公安委員会が必要と認める事項(府令第31条の4の3第4号)

(イ) 委託をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を公安委員会の掲示板に掲示することにより、その旨を公示すること。(第2号及び府令第31条の4の4)

a 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名(府令第31条の4の4第1号)

b 委託に係る免許関係事務の内容(府令第31条の4の4第2号)

c 委託に係る免許関係事務を処理する場所(府令第31条の4の4第3号)

ウ 委託することのできない事務(令第40条の3)

免許の拒否及び保留、法第90条第3項前段の規定による免許の取消し及び効力の停止、免許の条件の付加及び変更、運転免許試験の結果の判定、再試験の結果の判定、適性検査の結果の判定、免許証の更新の拒否に係る事務等の事務は、委託することができない。

エ 受託法人の基準(府令第31条の4の2)

免許関係事務を委託することができる法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

(3) 留意事項

ア 運転免許行政の合理化、省力化等の観点から、各都道府県の実情に応じ、可能な範囲内で免許関係事務の委託を積極的に推進すること。

イ 免許関係事務の委託に関して必要な事項については、「免許関係事務の委託に関する細目的事項について」(平成6年3月7日付け警察庁丁運発第24号)に定めるところによる。

11 違反行為に付する付加点数に関する規定の整備(令別表第1の2の表)

(1) 趣旨

交通事故を起こした場合の行政処分は、点数制度に基づいて行われ、負傷の程度が2週間以下の軽微な交通事故であっても、最低30日の免許の効力の停止処

分が課されることとなり、また、負傷者複数の場合には、全員の負傷の治療期間を合計した期間を対象とするため、各負傷者が軽傷であっても、「人の重傷に係る交通事故」として評価され、重い行政処分が課されることとなることが多い。

ところで、行政処分は、運転者の将来にわたる危険性が反映されたものとする必要があるが、刑事処分において人の傷害に係る交通事故（業務上過失傷害事件）のうち、被害者の負傷の治療期間（負傷者複数の場合は、最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間）が2週間以下の事件については、ほとんどが起訴猶予とされている現状等をも考慮に入れて、軽微な交通事故を起こした場合における運転者の危険性をよりきめ細かく評価することとしたものである。

## (2) 内 容

ア 交通事故に係る負傷者が複数の場合にあっては、当該交通事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間は、最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間とする。

イ また、負傷者の負傷の治療に要する期間が15日未満の人の傷害に係る交通事故及び建造物の損壊に係る交通事故の付加点数を、交通事故が専ら違反行為をした者の不注意によって発生した場合にあっては6点から3点に、その他の場合にあっては4点から2点に、それぞれ軽減する。

## (3) 留意事項

改正令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。（改正令附則第4項）

## 12 その他

免許証の様式の変更（府令別記様式第14）

### (1) 趣 旨

近年、本格的な「カード化時代」を迎え、クレジットカードサイズのカードが普及してきたことにより、運転免許証をクレジットカードサイズに小型化するよう求める声が高まってきたところである。

そこで、このような運転者の要望に応えるため、免許証の小型化を図ることとしたものである。

### (2) 内 容

免許証の様式を全面的に改めた。（大きさは、8.56×5.40センチメートル）

### (3) 留意事項

ア 免許証の様式については、平成11年5月9日までの間、なお、従前の例によることができる。（改正府令附則第7項）

イ 平成11年5月9日までに交付された従前の様式による免許証の様式については、平成11年5月10日以後においてもなお従前の例による。（改正府令附則第8項）

ウ ア及びイにより、平成6年5月10日から平成16年5月9日までの間は、改正府令による改正前の府令の様式による免許証と府令の規定による免許証の

2種類の免許証が混在することが許容されることになるが、各都道府県においては、可能な限り早期に府令の規定による小型化された免許証に切り替えられるよう所要の予算措置を図ること。

エ 免許証の小型化の実施に関する細目的事項は、別途通達する。

## 第2 交通事故の防止等に関する規定の整備

### 1 車輪止め装置の取付け（法第51条の2関係）

#### (1) 趣旨

法第51条においては、運転者等が現場にいない場合の違法駐車に対する措置として、違法駐車標章の取付け、車両の移動その他必要な措置を採ることができることとなっている。しかし、実際は、違法駐車標章の取付け、車両の移動の措置等によっては違法駐車車両の排除が不十分なため、結果として違法駐車状態が継続し、それが、更に他の車両による違法駐車を助長している事態が生じていた。

そこで、公安委員会が指定した区間において、違法駐車が常態となっている地域の違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、違法駐車車両に車輪止め装置を取り付けることができることとしたものである。

#### (2) 内容

公安委員会は、違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為（以下「違法駐車行為」という。）が常態として行われている道路の区間であって、車輪止め装置の取付けの措置によって違法駐車行為の防止を図ることが適当なものを、車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨を表示する府令別記様式第3の6の表示板を設置しなければならない。

（第1項及び府令第7条の4）

警察署長は、道路又は交通の状況から判断して車輪止め装置取付け区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、当該区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができる。（第2項）

次に掲げる車両には、第2項の規定にかかわらず、車輪止め装置を取り付けてはならない。（第3項）

ア 法第51条第1項の規定による命令をすることができる場合における当該命令に係る車両

イ 第7項の規定により警察署長が車輪止め装置を取り除いた車両であって、取り除いた時から4時間を経過していないもの（当該取り除いた時から当該車両について同一の違法駐車行為が継続しているものに限る。）

警察署長は、車両に車輪止め装置を取り付けるときは、あらかじめ、車両に車輪止め装置を取り付ける旨の広報を拡声機、広報板等により行うよう努めるものとする。（第4項及び府令第7条の5）

警察署長は、車両に車輪止め装置を取り付けたときは、当該車両の見やすい箇所に、当該車両を移動しようとする者はその旨を当該警察署長に申告して当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除く措置を受けることができること、車輪止

め装置を取り付けた日時及び警察署長等の事項を記載した標章を取り付けなければならない。(第5項及び府令第7条の6第1項)

警察署長は、車輪止め装置を取り付けた車両の所有者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。(第6項)

第6項に定めるもののほか、警察署長は、車両への車輪止め装置の取付けを開始した時から24時間を経過するまでに、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。(第7項)

第6項に定めるもののほか、警察署長は、車輪止め装置を取り付けることがやむを得ないと認める事情がなくなつたと認めるとき又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要が生じたときは、同項の規定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。(第8項)

警察署長は、車輪止め装置を取り除くときは、当該車両に取り付けられた標章を取り除かなければならない。(第9項)

何人も、車両に取り付けられた車輪止め装置を破損し、車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。(第10項)

標章の様式は、府令別記様式第3の7のとおりとする。(第11項及び府令第7条の6第2項)

なお、第10項の規定に違反して、車輪止め装置を破損し又は取り除いた者にあつては1年以下の懲役又は10万円以下の罰金(法第117条の3第2号の2)に、標章を破損し若しくは汚損し又は取り除いた者にあつては2万円以下の罰金又は科料(法第121条第1項第9号)に処することとした。

### (3) 留意事項

ア 第1項の違法駐車行為が「常態として行われている」とは、24時間、常に違法駐車が行われていることまで要するものではなく、ある一定時間において、違法駐車行為が集中して行われている状況があれば、これに該当するものと解される。

イ 第2項の「違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるとき」とは、拡声機、広報板による警告や法第51条第3項の違法駐車標章の取付けの措置等の方法によっては、当該区間に於ける違法駐車行為の防止を図ることが経験則上困難である場合をいう。

ウ 第6項の「所有者等」とは、法第51条第3項の「所有者等」、すなわち当該車両の所有者又は使用者をいう。「その他の関係者」とは、当該場所に当該車両を駐車した運転者に限らず、広く当該車両を運転する権限を有する者をいう。

エ 第8項の「違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認める事情がなくなつたと認めるとき」とは、道路又は交通の状況の変化によって当該区間において車輪止め装置の取付けによる違法駐車行為の予防を行う必要性が少なくなつ

た場合又はレッカー移動の措置により違法駐車防止を図ることが適切と考えられるに至った場合をいう。

オ 第8項の「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要が生じたとき」とは、道路又は交通の状況の変化により当該車両を車輪止め装置により移動できない状態にしておくことが交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれが生じたような場合をいう。

カ 車輪止め装置取付け区間の指定、車輪止め装置取付け区間に係る表示板の設置、車輪止め装置の取付けの措置、広報の実施等に関する細目的事項については、別途通達する。

## 2 過積載車両に対する措置

### (1) 積載物の重量の測定等（法第58条の2関係）

#### ア 趣旨

法第61条は、警察官が、車両等の積載等について危険を防止するため特に必要があると認めるときは、当該車両等を停止させることができることを定めているが、過積載車両に対する危険防止のための措置の前提として不可欠な重量の測定の措置等に関する規定がなかった。本条は、過積載車両の停止の権限に加えて、警察官が過積載車両の運転者に対し自動車検査証等の提示を要求すること及び重量の測定を行うことができることを規定したものである。

#### イ 内容

警察官は、法第57条第1項の積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められる車両が運転されているときは、その車両を停止させて、運転者に対し、自動車検査証、制限外許可証、通行指示書、保安基準適合標章、軽自動車届出済証又は登録証書の提示を求め、当該車両の積載物の重量を測定することができることとした。（法第58条の2及び令第24条の2）

警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は測定を拒み、若しくは妨げた者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処することとした。（第119条第1項第3号の3）

#### ウ 留意事項

(ア) 「停止」とは、進行中の車両を止めることはもちろん、必要な限度でその場に一時停止させておくことも含むものである。したがって、運転者が単にいったん停止したのみで警察官に必要な措置をとるいとまを与えず、そのまま発進したような場合には、停止したことにならないと解される。

(イ) 「提示」とは、少なくとも警察官が自動車検査証等の書類の内容を十分認識し得る程度にこれを示す必要があると解される。したがって、自動車の運転席からガラス越しに書類をちらつかせた程度では、本条の提示要求に従ったものとはいえない。

(ウ) 「測定を拒み」とは、重量測定装置による測定に応じない場合であるが、車軸等を正確に測定装置に乗せないなど、警察官が過積載の程度を的確に把握できないようにする行為も含まれるものと解される。

(エ) 測定を「妨げ」る行為には、単に測定そのものを妨害するのみでなく、測定には応じたが、測定結果が記録された書面を破棄、隠匿等して、当該測定結果を警察官が認識できないようにするような行為も含まれるものと解される。

(2) 過積載車両に対する措置命令（法第58条の3関係）

ア 趣旨

本条は、過積載車両に対する措置のうちで、取締り現場における過積載状態解消のための応急措置命令並びに取締り現場における応急措置によっては過積載状態を解消できない場合における措置命令及びその手続としての通行指示書の交付等について規定したものである。

イ 内容

警察官は、過積載（車両に積載をする積載物の重量が法第57条第1項の制限重量を超える積載をいう。なお、同条第3項の規定による許可を受けている場合には、その許可に係る重量を超える積載をいう。）をしている車両の運転者に対し、当該車両の積載の状態が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができることとした。（第1項）

警察官は、第1項の命令によっては車両の過積載状態を解消することができないと認める場合において、当該車両の過積載の程度と道路又は交通の状況を勘案して当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認めるときは、当該車両の運転者に対し、車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置その他の事項であって警察官が指示したものを遵守して当該車両を運転し、当該過積載の状態を解消するため必要な措置をとることを命ずることができることとした。この場合、警察官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。

（第2項）

通行指示書の交付を受けた車両の運転者は、警察官の命令による運転に当たっては、当該通行指示書を携帯していなければならない。（第3項）

通行指示書の様式は、府令別記様式第4の2のとおりとする。（第4項及び府令第8条の2）

なお、第1項又は第2項の規定による警察官の命令に従わなかった者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処することとした。（第119条第1項第3号の4）

ウ 留意事項

(ア) 第1項の「必要な応急の措置」とは、取締り現場において過積載をしている車両から積載物を取り下ろし、又は積載超過分を代車に積み替えるなどにより、過積載の状態を解消する措置である。

(イ) 第2項の「前項の規定による命令によっては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができないと認められる場合」とは、積載物の取り下ろしのための場所又は用具がない場合、代車への積替えが不可能な場合のみ

ならず、生鮮食料品等積載物の効用を著しく損なうなどのため現場で取り下ろすことが社会慣習上に妥当でない認められる場合を含むものと解される。

(ウ) 第2項の「道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置」として、積載の状態に応じた安全な速度で運転すること、安全確認を確実に行うこと、追越しをしないこと、車間距離を十分に保つこと等が考えられる。

(エ) 第2項の「当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な措置を命ずる」とは、積載物を取り下ろすことができる場所までの必要最小限の距離を運転させ、当該場所に到着した後は当該積載物を取り下ろし、あるいは代車に積み替えるなど、当該場所において過積載状態を解消することを命ずることをいう。

(オ) 第1項及び第2項の措置命令に関する細目的事項は、別途通達する。

### (3) 過積載車両に係る指示（法第58条の4関係）

#### ア 趣旨

過積載運転が行われた場合は、運転者に対して罰則等を適用するとともに、将来における過積載を防止するため、過積載を防止する措置を講ずべき責任のある車両の使用者に運行管理を改善させる必要がある。過積載運転が行われた場合、公安委員会は、車両の運行管理の改善を図るため、車両の使用者に対し、過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができることとしたものである。

#### イ 内容

法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令がされた場合において、命令に係る車両の使用者（当該使用者が車両の運転者であるものを除く。）が、当該車両について過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができることとした。

#### ウ 留意事項

(ア) 「使用者」とは、車両を使用する権原があり、かつ、その運行を支配し、管理する者である。一般的には自動車検査証に記載される「使用者」がこれに当たる。法人については、本社ではなく当該車両が所属する営業所の長、当該車両が所有権を留保している場合は、実質的な所有者（買い主）が、通常、それぞれ使用者となる。

(イ) 「必要な管理を行っているとは認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として当該車両について過積載が行われたものと認められるような場合をいう。使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていたような場合、同一の車両について過積載運行が繰り返された場合、同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載運行が行われた場合等がこれに当たる。



(ウ) 過積載車両に係る指示に関する細目的事項は、別途通達する。

(4) 過積載車両の運転の要求等の禁止（法第58条の5関係）

ア 趣旨

過積載が行われる背景をみると、運転者、使用者のみならず、積載物の輸送契約等に関係する荷主、荷受人等が関与し、実際に過積載の原因を作り出している場合が多く、かつ、運転者や使用者は荷主、荷受人等に対して弱い立場にあることから、要求どおりに運送しなければならない場合が多いとみられる。そこで、荷主等が車両の運転者に対して過積載車両の運転を要求することなどを禁止するとともに、警察署長が再発防止命令を行うことができることとし、再発防止命令違反に対して罰則を科すこととしたものである。

イ 内容

法第75条第1項に規定する使用者等以外の者は、次の行為をしてはならないこととした。（第1項）

- (ア) 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。
- (イ) 車両の運転者に対し、当該車両へ荷物を積載することが過積載となるとの情を知りながら、法第57条第1項の制限に係る重量を超える積載物を当該車両に積載をさせるため、売り渡し、又は当該積載物を引き渡すこと。（以下、（ア）及び（イ）を「要求等行為」と総称する。）

警察署長は、第1項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該違反をした者が反復して同項の規定に違反するおそれがあると認めるときは、府令別記様式第4の3の命令書を交付することにより、当該行為をした者に対し、同項の規定に違反する行為をしてはならない旨を命ずることができることとした。（第2項及び府令第8条の3）

この命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられ（第118条第1項第2号の3）、両罰規定（第123条）の適用により、法人も処罰される。

ウ 留意事項

- (ア) 「使用者等以外の者」とは、車両の使用者や自動車の運行を直接管理する地位にある者以外の者のことをいい、こうした者の中で過積載運行に関与する者としては、荷主、荷受人、荷送人といった者が想定される。
- (イ) 「要求」とは、必ずしも明示的なものである必要はなく、優越的な立場に立って結果として明らかに過積載をしなければならないこととなるような運送契約又は売買契約を結び、その債務の履行として物品の納入を求めるような行為を含むものと解される。
- (ウ) 理論上、要求等行為は、それ自体独立した行為として規定されているものであるため、下命・容認行為と同様に過積載運転行為が実際に行われたか否かは、その成否に関係がなく、また、命令違反の成否にも影響しない。
- (エ) 過積載車両の運転の要求等の禁止に関する細目的事項は、別途通達する。

(5) 車両等の使用者の積載に関する義務（法第74条第3項関係）

## ア 趣旨

車両の使用者の義務としては、車両使用の一態様としての積載に関する管理も当然含まれるものであり、過積載等危険な積載を防止するため、車両の運行の管理について責任を有する使用者から、運転者を指導すべきことはいうまでもない。本条は、過積載等危険な積載については、その実態にかんがみ、とくに使用者が十分な指示等を行うことによって、これを防ぐべきものであることに着目し、この責任を果たすことを努力義務として規定したものである。

## イ 内容

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両に積載物の積載をして運転するに当たり、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならないこととした。

### (6) 過積載運転に係る自動車の使用制限処分（法第75条の2第2項関係）

## ア 趣旨

自動車の使用者が業務に関し過積載を下命し、又は容認した場合以外の場合であっても、当該使用者が当該自動車を使用する限り、なお反復して過積載が行われるおそれがある場合には、将来における交通の危険を予防する必要性は過積載の下命・容認が行われる場合と同様と考えられることから、当該自動車の使用制限を行うこととしたものである。（第2項）

この規定は、法第58条の4で過積載車両に係る使用者に対する指示の規定が新設されたことに併せて規定されたものであり、使用者に対する指示の担保措置としての意味を有するものである。

## イ 内容

公安委員会が自動車の使用者に対し、法第58条の4の規定による指示をした場合において、当該使用者に係る自動車につき指示を受けた後1年以内に過積載運転行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することが著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとした。（第2項）

この命令に違反した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられ（第118条第1項第2号の3）、両罰規定（第123条）の適用により法人も処罰される。また、自動車の使用制限に関する標章を破損し、汚損し又は取り除いた場合は、2万円以下の罰金又は科料に処せられる。（第121条第1項第9号）

## ウ 留意事項

(ア) 政令で定める基準として令第26条の8を定めた。その内容は、次のとおりである。

指示を受けた後1年以内に過積載運転行為が行われた場合において、自動

車の使用者の当該自動車に係る過積載運転行為関係累計点数（当該過積載運転行為及び当該指示を受けたときから当該過積載運転行為が行われたときまでの間における当該自動車についてのその他の過積載運転行為に係る違反行為のそれぞれについて、令別表第1（表4参照）の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。）が表1の左欄に掲げる前歴の回数（過積載運転行為関係累計点数に係る当該過積載運転行為が行われた日を起算日とする過去1年以内に当該過積載運転行為に係る自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、法第75条第2項の規定による公安委員会の命令（同条第1項第6号に係る行為のうち、法第57条第1項の積載物の重量の制限を超える積載をしている場合におけるものに限る。）又は法第75条の2第2項の規定による公安委員会の使用制限命令を受けた回数をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数以上の点数に該当することとなったときは、表2の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとした。

なお、過積載運転行為に係る使用制限命令を受け、かつ、当該使用制限命令に従って当該使用制限命令に係る運転の禁止の期間を経過した者にあつては、過積載運転行為関係累計点数に係る当該過積載運転行為が行われたときにおける当該使用制限命令を受ける前の当該自動車に係る過積載運転行為については、過積載運転行為関係累計点数の対象から除外することとした。

表1 前歴の回数ごとの基準点数

前 歴 の 回 数	点 数
な し	6 点
1 回	4 点
2 回 以 上	2 点

表2 自動車の種別ごとの処分期間

自 動 車 の 種 別	期 間
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	3 月
普通自動車	2 月
自動二輪車又は小型特殊自動車	1 月

(イ) 過積載運転に係る自動車の使用制限処分に関する細目的事項については、別途通達する。

(7) 積載に関する報告又は資料の提出（法第75条の2の2第2項関係）

ア 趣旨

法第74条第3項に積載に関する車両の使用者の努力義務が定められたほか、法第58条の4の規定による指示、法第75条の2第2項の使用制限処分に関する規定等が設けられたことに伴い、これらの規定による行政上の措置や行

政指導を行うため必要な資料を収集する手段として、自動車の使用者に対し、報告又は資料の提出を求める根拠規定を設けることとしたものである。

#### イ 内容

公安委員会は、積載に関して自動車の適正な使用の推進を図るため必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとした。

#### ウ 留意事項

「積載に関しての自動車の適正な使用を図るため必要があると認めるとき」とは、法第57条、第58条の4、第74条第3項、第75条第2項及び第75条の2第2項の規定による行政上の措置や行政指導を行う前提として必要な資料を得る必要がある場合又はこれらの措置若しくは指導の履行状況を確認するために必要な資料を得る必要がある場合等である。

### (8) 過積載に係る罰則の引き上げ（法第118条第1項関係）

#### ア 趣旨

過積載取締りの実態をみると、最大積載量の2倍以上の積載をしている違反者の比率が年々上昇しており、その中には最大積載量の3倍、4倍といった違反程度の甚だしいものが少なくない状況となっている。過積載の超過の程度の深刻化にかんがみ、罰則を強化するものである。

#### イ 内容

以下のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処することとする。

- (ア) 第57条（乗車又は積載の制限等）第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者（第2号の2）
- (イ) 第75条（自動車の使用者の義務等）第1項第6号の規定に違反して、第2号の2に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者（第3号の4）

### 3 その他

#### (1) 使用者に対する通知（法第108条の27及び府令第38条の5関係）

#### ア 趣旨

車両等の運転者が法及び法に基づく命令の規定並びに法に基づく処分に違反した場合に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときに公安委員会が行う使用者に対する通知の方法については、定めがなかった。今回、それを総理府令で定めることとしたものである。

#### イ 内容

車両等の運転者が法若しくは法に基づく命令の規定又は法に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物運送取扱事業者の規定による

第2種利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者に対し別記様式第22の12の通知書を、当該事業を監督する行政庁に対し別記様式第22の13の通知書を、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し別記様式第22の12の通知書をそれぞれ送付して、当該違反の内容を通知するものとする。

(2) 違反行為に付する基礎点数の整備（令別表第1の1の表関係）

ア 趣旨

速度超過の一部を反則行為とすること、過積載に係る罰則の引上げ及び過積載運転行為の一部を非反則行為とすることに伴い、各違反行為に係る行政処分の基礎点数について所要の整備を行うものである。

イ 内容

(ア) 表3のとおり速度超過に付する基礎点数を定めた。

表3 速度超過に付する基礎点数

超 過 速 度	高速自動車国道等	一 般 道 路
50以上	1 2 点	1 2 点
40以上50未満	6 点	6 点
30以上40未満	<u>3</u> 点	6 点
25以上30未満	3 点	3 点
20以上25未満	2 点	2 点
20未満	1 点	1 点

注1 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道及び自動車専用道路において速度超過をした場合ということである。

注2 「一般道路」とは、高速自動車国道等以外の道路において速度超過をした場合ということである。

注3 超過速度の単位は、キロメートル毎時である。

注4 下線部が改正部分である。

(イ) 表4のとおり積載物重量制限超過に付する基礎点数を定めた。

表4 積載物重量制限超過に付する基礎点数

超 過 割 合	大 型 等	普 通 等
10割以上	<u>6</u> 点	<u>3</u> 点
5割以上10割未満	<u>3</u> 点	2 点
5割未満	<u>2</u> 点	1 点

注1 「大型等」とは、法別表に規定する大型自動車等のことである。

注2 「普通等」とは、法別表に規定する大型自動車等以外のものことである。

注3 下線部が改正部分である。

(3) 反則行為の区分の見直し等（法別表及び令別表第3関係）

ア 趣旨

高速自動車国道等は、一般道路と異なり、対抗車線の分離及び人と車との分離がされていることにかんがみ、国民の負担の軽減を図ることを目的に、法別表において高速自動車国道等においてした30キロメートル毎時以上40キロメートル毎時未満の速度超過を反則行為とするとともに限度額の引上げを行い、令において当該区分の反則金の額を定めるものである。

また、過積載運転の実態をみると、最大積載量の2倍以上の積載をしている違反者の比率が年々上昇しており、その中には最大積載量の3倍以上といった危険な違反が少なくない状況となっている。比較的軽微な違反行為を反則行為としている反則通告制度の趣旨にかんがみ、法別表において、車両について法第57条第1項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の2倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を非反則行為とするとともに限度額の引上げを行い、令において過積載運転に係る反則金の額を定めるものである。

イ 内容

(ア) 表5のとおり速度超過に係る反則金の額を定めた。

表5 速度超過に係る反則金の額

超 過 速 度		大 型	普 通	二 輪	原 付
高 速 道 路	35以上40未満	<u>40</u>	<u>35</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
	30以上35未満	<u>30</u>	<u>25</u>	<u>20</u>	<u>15</u>
25以上30未満		25	18	15	12
20以上25未満		20	15	12	10
15以上20未満		15	12	9	7
15未満		12	9	7	6

注1 超過速度の単位は、キロメートル毎時である。

注2 金額の単位は、千円である。

注3 下線部が新設部分である。

注4 高速自動車国道等における原付の30以上40未満の区分の金額が定められているのは、原付車に小型特殊自動車が含まれ、当該車両が自動車専用道路を通行することがあり得るからである。

(イ) 表6のとおり積載物重量制限超過に係る反則金の額を定めた。

表6 積載物重量制限超過に係る反則金の額

超 過 割 合	大 型	普 通	二 輪	原 付
10割以上		<u>35</u>	<u>30</u>	<u>25</u>
5割以上10未満	<u>40</u>	<u>30</u>	<u>25</u>	<u>20</u>
5割未満	<u>30</u>	<u>25</u>	<u>20</u>	<u>15</u>

注1 金額の単位は、千円である。

注2 下線部が改正部分である。